

## 【育児休業手当金又は介護休業手当金の追加給付について】

一昨年来から報道等がなされておりますが、毎月勤労統計の再集計に伴い、既に給付済の育児・介護休業手当金等の給付額に影響が出ることが確認されております。

このたび、地方公務員等共済組合法における育児休業手当金又は介護休業手当金を受給されていた方のうち給付額に影響の出る方（給料又は標準報酬の月額が一定額以上であった方）に対して追加給付を行う準備が整いましたのでお知らせします。

なお、追加給付額及び送金日等の詳細につきましては、別途該当者の方への通知文書にてお知らせします。

### 1 追加給付の対象となる方

2005年4月以降に育児休業又は介護休業を取得し、当該休業に係る当該手当金を受給した方のうち、給料又は標準報酬の月額が一定額以上であった方

※ただし、2019年3月以降も引き続き当該休業を有し、当該休業に係る追加給付を既に受給された方は対象外となります。

※追加給付の送金について

●在職中の方…共済組合へ届出されている給付金等の受取金融機関へ送金します。

●退職されている方…該当者へは、事前に送金先口座などを直接文書にて確認させていただき、届出のあった口座へ送金します。

### 2 追加給付の対象期間

2005年4月から2019年2月までの休業期間（※2011年8月から2014年7月の間は、厚生労働省の改定前の告示単価と改定後の告示単価との間に差額が生じないため除く。）で、給付上限相当額（※）に相当する金額に基づき、当該手当金を受給していた期間

※給付上限相当額…賃金日額上限（厚生労働省告示）をもとに計算したもの。標準報酬日額が相当程度高い場合は、育児・介護休業手当金の算定において、標準報酬日額ではなく、給付上限相当額が用いられている。

### 3 追加給付額

改定前の告示単価を使用して計算された当該手当金の給付額と改定後の告示単価による新たな給付上限相当額による給付日額（※加算額含む。）を使用して当該手当金を計算した額との差額の合計額

※改定後の告示単価に加算する額（過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた額との差額が現在価値に見合う額となるよう加算する額で、各年の8月1日から翌年7月31日までの期間に対応する利率（0.01%～0.14%）を乗じて算出）